

監査報告書

学校法人 宮野学園

理事会 御中

私たち学校法人宮野学園の監事は、私立学校法第37条3項の規定に基づく監査を行うため、令和5年度の学校法人宮野学園の業務並びに財産の状況について監査を実施した。

監査の結果、学校法人宮野学園の業務に関しては法令及び寄附行為に違反する重大な事実はなく、また財産の状況は適正なものと認める。

令和6年5月18日

学校法人 宮野学園

監事 小山泰司



監事 大谷恵美子

